

鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第30号）新旧対照表 第41条関係

改正後							改正前						
○鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 昭和53年10月6日 鳥取市条例第30号 第1条～第12条（略） 別表第1（第5条関係） 鳥取市立美穂会館会議室等使用料							○鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 昭和53年10月6日 鳥取市条例第30号 第1条～第12条（略） 別表第1（第5条関係） 鳥取市立美穂会館会議室等使用料						
区分	午前9時 ～午後1 時	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時	1時間を単位として 使用する場合		区分	午前9時 ～午後1 時	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時	1時間を単位として 使用する場合	
					午前9時 ～午後6 時	午後6時～ 午後9時						午前9時 ～午後6 時	午後6時～ 午後9時
大会議室 （和室）	1,100円	1,100円	2,200円	1,650円	1時間に つき 270 円	1時間につ き 550円	大会議室 （和室）	1,080円	1,080円	2,160円	1,620円	1時間に つき 270 円	1時間につ き 540円
小会議室 （和室）	1,100円	1,100円	1,650円	1,650円	1時間に つき 270 円	1時間につ き 550円	小会議室 （和室）	1,080円	1,080円	1,620円	1,620円	1時間に つき 270 円	1時間につ き 540円
農業研修 室	1,100円	1,100円	2,200円	1,650円	1時間に つき 270 円	1時間につ き 550円	農業研修 室	1,080円	1,080円	2,160円	1,620円	1時間に つき 270 円	1時間につ き 540円
生活研修	1,100円	1,100円	1,980円	1,650円	1時間に	1時間につ	生活研修	1,080円	1,080円	1,940円	1,620円	1時間に	1時間につ

室（和室）					つき 270円	き 550円
料理実習室	1,650円	1,650円	3,300円	2,200円	1時間につき 410円	1時間につき 730円
多目的ホール	1,100円	1,650円	2,750円	2,200円	1時間につき 410円	1時間につき 730円

備考

- 1 時間未満は、1時間とする。
- 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。
- 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。
- 多目的ホールの照明設備の使用料は、1時間につき275円で計算して得た額とする。
- この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第2（略）

室（和室）					つき 270円	き 540円
料理実習室	1,620円	1,620円	3,240円	2,160円	1時間につき 410円	1時間につき 720円
多目的ホール	1,080円	1,620円	2,700円	2,160円	1時間につき 410円	1時間につき 720円

備考

- 1 時間未満は、1時間とする。
- 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下「基本使用料」という。）の5割増の額とする。
- 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。
- 多目的ホールの照明設備の使用料は、1時間につき270円で計算して得た額とする。
- この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第2（略）